

令和3年4月28日

第 4 回 総 会

議 事 録

呉市農業委員会

議 事 録

日 時：令和3年4月28日（水） 午後2時

場 所：呉市役所 7階 755～758号室

付議事項

議案第 21 号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第 22 号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第 23 号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第 24 号 非農地証明申請について

報告事項

第 1 号 農地法第4条の規定による届出の受理について

第 2 号 農地法第5条の規定による届出の受理について

その他

出席委員

1 番 柏木 健二	2 番 田中 慎二	3 番 谷 新子	4 番 宮脇 和幸
5 番 横段 登	6 番 高本 光之	7 番 立花 達也	8 番 水場 光輝
9 番 今井 満	10 番 亀山 博司	11 番 秋光 貴志	12 番 大道 正孝
13 番 長迫 秀	14 番 新田 隆次	16 番 棕開地 省二	17 番 本末 満
18 番 石田 尚則	19 番 北村 正次		

事務局

高橋事務局長 川本事務局次長 出木田課長補佐 庭月野主査 小池主任 山崎主事

(午後2時)

議長（北村）：出席者が過半数に達していますので、ただ今から令和3年第4回呉市農業委員会総会を開会します。本日の議事録署名者に、2番 田中委員、3番 谷委員を指名します。

皆さんにお願いがあります。総会の資料には個人情報が含まれていますので、取扱いにご留意ください。また、議事進行の妨げとなりますので、携帯電話、スマートフォンは電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。

議長：事務局から配付資料の確認をお願いします。

事務局：配付資料の確認をさせていただきます。今回の事前配布として、議案書、資料1「令和3年度呉市農業委員会年間スケジュール」を送付しています。また、本日本配付した資料は、「令和3年度の現地調査予定表の差替え分（上半期・下半期）」、「研修用現地写真の収集への協力依頼」、「全国農業図書目録」、「JAくれだより76号」、「JA広島ゆたか広報163号」、意見交換会の資料として、「農林水産課の事業計画書」、「緑の募金のパンフレット・花の種・緑の羽根」、「農林土木課の事業計画書」です。ありませんでしょうか。

議長：はい。

議長：それでは付議事項に入ります。議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。1番、2番は、譲受人が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、広小坪1丁目〇〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計349㎡の第3種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望に応えるため譲受人に贈与するもので、譲受人は、新規就農し、野菜を作付けするものです。営農計画につきましては、ネギ、ジャガイモ、玉ねぎを作付けする予定です。2番の申請地は、広小坪1丁目〇〇〇〇〇番、地目は畑、面積は720㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、譲受人の要望に応えるため譲受人に使用貸借するもので、譲受人は、新規就農し、果樹を作付けするものです。営農計画につきましては、甘夏、スモモを作付けする予定です。経営面積につきましては、1番の申請地と2番の申請地を合わせて1,069㎡となり、下限面積10アールを満たしております。

議長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

新田委員：14番 新田です。申請地は、きれいに整備されており、すぐに耕作できる状態でした。譲受人の妻が、立ち会われましたが、非常に元気でやる気もあって、問題ないと思い

ます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、焼山北3丁目〇〇〇番〇、地目は田、面積は257㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は、市外に居住しており、耕作困難なため、当該申請地の隣接地の所有者である譲受人に譲渡するもので、譲受人は経営規模を拡大し、野菜を作付けするものです。営農計画につきましては、キャベツ、タマネギを作付けする予定です。経営面積につきましては、現在21アール耕作しており、下限面積10アールを満たしております。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏 木 委 員：1番 柏木です。譲受人と譲渡人は親族で、申請地は、耕作できる状態ですので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：4番について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局：4番の申請地は、安浦町大字三津口字古城〇〇〇〇番〇ほか3筆、地目は田、面積は合計で2,835㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は高齢で、労力不足により耕作困難なため売却するもので、譲受人は申請地を購入し、新規就農するものです。営農計画は、水稻及びいちじくを作付けするものです。経営面積は、申請地だけで28アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

椋 開 地 委 員：16番 椋開地です。譲受人は、譲渡人の指導により耕作するというので、問題ないと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

高本委員：申請地は、隣接していますか。農機具は、譲渡人に借りるのですか。

棕開地委員：すべて隣接しています。農機具は、購入する見込みときいています。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：5番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：5番の申請地は、安浦町大字三津口字亀戸〇〇〇〇番〇、地目は畑、面積は323㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、譲渡人は3名とも遠方により耕作困難なため、無償贈与の上、所有権移転するもので、譲受人は、自宅に近い申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。営農計画は、野菜及びみかんを作付けするものです。経営面積は、自作地だけで44アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕開地委員：16番 棕開地です。以前から、農地の管理は譲受人がしており、果樹や野菜が植えられており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：6番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：6番の申請地は、豊浜町大字豊島字立野〇〇〇〇番〇ほか1筆、登記地目は山林ですが、現況は樹園地、面積は合計で3,313㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、申請人は、法人経営し、雇用の確保により、レモン作付けの農園を充実させるため法人化するものです。営農計画は、レモンを作付けするものです。経営面積は、申請地が、33アールありますので、下限面積10アールを満たしています。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋光委員：11番 秋光です。申請地は、レモンが作付けされており、問題ないと思います。ご審

議のほどよろしくお願ひします

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

本 末 委 員：代表者が自分の会社に貸し付ける場合でも許可が必要ですか。

事 務 局：別人格ですので、必要です。

議 長：ほかに、ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、倉橋町字池之内〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で778㎡の第2種農地です。転用の目的は、庭敷、イベント広場及び一般住宅として利用するものです。規模等は、隣接地の庭敷、イベント広場及び住宅1棟を整備する計画です。しかしながら、既に庭敷、イベント広場及び一般住宅として利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要であり、農振農用地区域には指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高 本 委 員：6番 高本です。現地には能の舞台があります。申請地は、芝生、住宅になっており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします

議 長：それではご審議願ひます。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次に、議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番、2番は、譲受人及び転用内容が同一ですので、一括して事務局の説明をお願いします。

事 務 局：1番の申請地は、川尻町久俊1丁目〇〇〇〇番〇、地目は田、面積は817㎡、2番の

申請地は、川尻町久俊1丁目〇〇〇〇番ほか1筆、地目は畑、面積は412㎡のいずれも第2種農地です。転用の目的は、資材置場用地として所有権を移転するものです。規模等につきましては、譲受人は東広島市で不動産業を営んでおり、呉市内での事業を効率的に行うための資材置場として、鋼材：38㎡、木材：24㎡、土：11㎡及び進入路を整備する予定です。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要です。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

棕 開 地 委 員：16番 棕開地です。申請地の周囲は民家で、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、1番と2番は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、1番と2番は、許可と決定します。

議 長：3番について事務局の説明をお願いします。

事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町宮盛字上り田〇〇〇〇番〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で104㎡の第2種農地です。転用の目的は、隣接宅地の進入路及び庭敷として利用するため、所有権を移転するものです。しかしながら、既に隣接宅地の進入路及び庭敷して利用されているため、農地法に基づく手続が事後になった旨の始末書添付の申請となっております。関係法令については、都市計画法による開発許可及び宅地造成等規制法による許可は不要で、農振農用地区域には、指定されておりません。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

秋 光 委 員：11番 秋光です。申請地は、既に住宅の進入路及び庭として利用されており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、許可と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、許可と決定します。

議 長：次の、議案第24号の1番につきましては、18番 石田委員が当事者となりますの

で、議事参与の制限を定めた「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、石田委員の退席をお願いします。

18番 石田委員退席

議 長：次に、議案第24号「非農地証明申請について」を議題とします。1番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：1番の申請地は、焼山北3丁目〇〇〇ほか1筆、地目は畑、面積は合計で784㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成10年頃、耕作放棄によりかい廃したとして、現認書添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

柏木委員：1番 柏木です。申請地は、現状は山林になっており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

議 場：異議なし。

議 長：それでは、本件は、証明と決定します。

18番 石田委員着席

議 長：2番について、事務局の説明をお願いします。

事務局：2番の申請地は、倉橋町字経ヶ滝〇〇〇〇番ほか1筆、地目は田、面積は合計で4,961㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、昭和47年頃、耕作を放棄したため、かい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。

議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。

高本委員：6番 高本です。申請地は、行くこともできないくらい山林化しており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします

議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。

議 場：なし。

議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。

- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、証明と決定します。
- 議 長：3番について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：3番の申請地は、蒲刈町向字細尾〇〇〇番、地目は畑、現況は山林、面積は191㎡の第2種農地です。申請の事由につきましては、平成5年頃、耕作を放棄したためかい廃したとして、現認書を添付の上、山林として証明を受けようとするものです。
- 議 長：調査委員の方から、補足説明をお願いします。
- 宮 脇 委 員：4番 宮脇です。申請地は、確認することも難しいくらい山林化しており、やむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします
- 議 長：それではご審議願います。ご質疑、ご意見ありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：ないようですので、本件は、証明と決定してご異議ありませんか。
- 議 場：異議なし。
- 議 長：それでは、本件は、証明と決定します。
- 議 長：報告事項について、事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：議案書の6ページから9ページをご覧ください。市街化区域内の農地について、この1か月間に「農地転用届出に関する専決処理規程」により受理したものです。6ページから7ページの農地法第4条の規定による届出が5件、8ページから9ページの農地法第5条の規定による届出が6件、合計11件の届出があり、これを受理しましたので、ご報告いたします。
- 議 長：その他に入ります。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局：令和2年度呉市農業委員会年間スケジュール（資料1）について説明を行う。
- 議 長：今までを通して、ご意見、ご質問はありませんか。
- 議 場：なし。
- 議 長：それでは、次回の日程を申し上げます。
- 次回、令和3年第5回総会は、5月31日 月曜日 午後2時 から
場所は、呉市役所 7階 755から758号室です。
- 議 長：以上で令和3年第4回呉市農業委員会総会を閉会します。

この後、10分間の休憩を挟んで、「農林水産課、農林土木課の新年度予算説明及び意見交換会」を実施したいと思います。

本日のご審議、ありがとうございました。

(午後2時50分)